

『健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書』を提出される方へ

任意継続被保険者制度は強制保険ではありません。

「国民健康保険へ加入する」「家族の健康保険の扶養家族となる」等についてもご検討ください。

1. 『任意継続被保険者制度』（以下『任継』）とは・・・

希望により退職後2年間、東京ガス健保組合に加入することができる制度です。

被保険者・被扶養者とも、給付内容・保健事業は在職時とほぼ同じです。

2. 任継に加入できる方…退職日までに、健保組合の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある方。

3. 加入手続き

(1) 手続期間…勤務先退職日の翌日から **20日以内**

(2) 提出書類

①「健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書」…全員提出

②「健康保険被扶養者（異動）届」…被扶養者がいる場合は添付書類と一緒に提出

※被扶養者の認定に必要な添付書類は、扶養する方の状況によって異なるため、勤務先の健保担当者もしくは健保組合にお問い合わせください。

③『特定疾病療養受療証』や『限度額適用認定証』の交付を受けている方は改めて交付の申請が必要です。退職後は、現在発行されているものは使用できません。

(3) 保険証の発送…勤務先の退職を確認後、簡易書留にて自宅宛に送付します。

退職前の保険証は退職日の翌日からは使用できません。新しい保険証が到着するまでの間の受診は各医療機関の指示に従ってください。

4. 保険料（健康保険料+介護保険料[40～64歳の方がいる世帯]）

(1) 保険料…在職中は、事業主が約2/3を負担、被保険者が約1/3を負担していましたが、任継保険料は全額自己負担となります。そのため現在の保険料の約3倍程度の額を支払う事になります。

※自己負担額は勤務先の健康保険担当者、もしくは健保組合へお問合せ下さい。

保険料は、原則として2年間は変わりませんが、健康保険料率・介護保険料率に変更があった場合はそれに準じて変更となります。

(2) 保険料納付

①「月払い」「半年払い(前納)」「年払い(前納)」から選択していただき、ゆうちょ銀行の払込取扱票を発行しますので、期日までに納めてください。※前納の場合は割引があります。

月払いの納付期日は毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日）となります。

口座からの引落はありません。お取り扱いがゆうちょ銀行での払込のみとなります。

②新しい保険証と一緒に初回保険料の払込票を送付しますので、速やかに納付をお願いします。

③納付期限内に保険料を支払う事によって、任継の加入手続きが終了となります。

ただし、保険証は資格取得日よりお使い頂けます。

④納付期限までに保険料の納付が確認できない場合は任継の申込が取消となります。取消になった場合、その間にかかった医療費は全額、被保険者に返還請求致しますので、ご注意ください。

5. 資格の喪失

①加入後2年を経過したとき。

②被保険者が死亡したとき。

③被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。

④保険料を納付期限までに納めなかったとき。

⑤再就職して、勤務先の健康保険制度に加入したとき。

⑥被保険者より脱退の申出があったとき。